

総務委員会会議録

- 1 期 日 令和5年3月6日(月)
2 会 場 第3委員会室
3 開会時刻 午前10時20分
4 閉会時刻 午後10時36分
5 出席者 委員長 寺田幸弘 副委員長 藤澤恭子
委員 松本均 委員 草賀章吉
委員 山本行男 委員 鈴木久裕
委員 鷺山記世

当局側出席者 総務部長、企画政策部長、監査委員事務局長、議会事務局長、所管課長

事務局出席者 議事調査係 山崎貴哉

6 審査事項

- ・議案第37号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について(小笠老人ホーム施設組合)
- ・議案第38号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について(掛川市・菊川市衛生施設組合)
- ・議案第39号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について(東遠工業用水道企業団)

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年 3月 6日

市議会議長 松本均様

総務委員会 委員長 寺田幸弘

議 事

午前10時20分 開議

○委員長（寺田幸弘） ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日、当委員会に再付託されました議案は、議案第37号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（小笠老人ホーム施設組合）をはじめとして、計3点であります。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、私から3点御連絡申し上げます。

初めに、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。

次に、質疑においては、説明を求める場合、まずは議案等のページを示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答方式でお願いいたします。議案に関係のない質疑や意見は控えていただきますようお願いいたします。

当局から説明資料の配付について申出があり、許可いたしましたので、お手元に、サイドブックの中に配付してあります。よろしくようお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

議案第37号から議案第39号までの3件についてを一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） それでは、議案第37号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（小笠老人ホーム施設組合）、議案第38号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（掛川市・菊川市衛生施設組合）、議案第39号 情報公開・個人情報保護審査会事務の受託及び規約変更について（東遠工業用水道企業団）の3件を一括議題とします。

これら3議案について一括して当局の説明を受け、質疑、討論を行った後、採決いたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○委員長（寺田幸弘） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 私たちも審査する段階で、上の第1号が行政不服審査法によりその権限に属された事務ということと、第2項で掛川市の情報公開・個人情報保護審査会で、両方組織をうたっ

であるので、これでいいのかなというような感じもしたんですが、行政不服審査法の権限には全部。それから、この下の第 2号と第 3号、今回個別の情報を引っ張ってこなきゃいけないという、その辺の論理構成というか、その辺の違いをちょっと説明していただくとありがたいです。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 当初引用していた個人情報保護に関する法律第 105号、こちらが審査請求があった際に、行政機関の長が行う行政手続について記載されているものでした。当初は、委員がおっしゃられたように、情報公開・個人情報保護審査会と規定されていたものですから、情報公開の部分も該当するんだらうと判断したんですけれども、本来は審査請求があった際の委託事務の範囲を引用条文として規定すべきでありました。

第2号で、個人情報の保護に関する法律の委託事務に関する規定を定め、第 3号として、情報公開に関する審査請求があった際の委託事務の範囲を規定させていただきました。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑はありませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 今回こういう形で出たんですけれども、例えばこの個人情報の法律が変わったということで、どういうプロセスを経て、個々に、この問題を言っているのか、ちょっとそのプロセスを教えてほしいんですけれどもね。ここを変えたよというだけなんですけれども、これは例えば国の法律が変わったと。それを受けて、それぞれのところに関連するからということで変えていくんだらうと思うんですよ。これはどういうプロセスを経てやっているんですか。

○委員長（寺田幸弘） 熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 個人情報の保護に関する法律施行条例のときに少し説明させていただきましたけれども、個人情報保護条例、情報公開条例が規定されていない一部事務組合が多いと思うんですけれども、今回こちらの一部事務組合でも、行政不服審査法でしている例があるものですから、今回情報公開と個人情報についても委託をこちらにしたいと、そういう話がありまして、規約の整備をさせていただいたということなんですけれども、内容はこちらで規定はしたものの、今回不足している部分がありましたので、訂正をさせていただくということになりました。

○委員（草賀章吉） ありがとうございます。

○委員長（寺田幸弘） そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方をお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 自戒の念を込めて言いますと、1回我々も見ていて、我々自身もこういったものに気づけなかったというのもあるし、その辺は反省しなきゃいけないなと思います。

本会議で議決する前にちゃんと訂正ができたということは、よかったかなというふうに思います。

○委員長（寺田幸弘） そのほかございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第37号から議案第39号までの3件について、一括採決いたします。

本3件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（寺田幸弘） 議案第37号から議案第39号までの3件につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、その他に入ります。

その他、皆さんからございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（寺田幸弘） 以上で総務委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前10時37分 散会